

## 審査要領

### 1 目的

公募に応じて申し込みのあった者の中から、事業遂行能力が認められ、事業の趣旨に沿った出展支援活動の実施に適している者を受託者として選定することとし、選定にあたっては、次のとおり審査会の審査により行う。

### 2 審査会

(1) 審査会は、次の職にある者を審査員として構成する。

- ・経済労働部産業雇用局長
- ・経済労働部産業雇用局企業立地課長
- ・愛のくにえひめ営業本部マネージャー

(2) 審査会の会長は、経済労働部産業雇用局長の職にある者を充てる。

(3) 審査会の庶務は、経済労働部産業雇用局企業立地課において処理する。

### 3 審査方法

(1) 審査員は、応募者から提出された企画書を別紙「評価項目・採点表」に基づき、審査員ごとに採点する。

採点基準	・ A (特に優れている)	5点
	・ B (優れている)	4点
	・ C (普通)	3点
	・ D (やや劣る)	2点
	・ E (特に劣る)	0点

(2) 審査員は、採点にあたって必要と認める場合は、応募者との面談・ヒアリングを行うことができるものとする。その場合、企業立地課が応募者に連絡調整を行い、面談会（企画プレゼンテーション）を開催するものとする。

(3) 各審査員の点数を合計し、原則として「E」と評価された項目がなく、合計点が最も高かった者を契約候補者とする。

(4) 合計点が同点の場合は、次の要領で選定する。

- ① 「A」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「A」の数と同数の場合は、「B」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「C」の数も同数の場合は、審査員による代理くじ引きにより契約候補者を選定する。

(5) 応募者が一者の場合は、審査員の採点を行い、原則として「E」と評価された項目がなく、合計点が満点の6割以上であれば、その者を契約候補者とする。

### 4 その他

この要領に定めるもののほか、企画提案の審査に関し必要な事項は会長が定める。

【別紙】

評価項目・採点表

審査員職氏名 \_\_\_\_\_

応募者名	
------	--

No.	評価項目	採 点	点数
1	仕様書の内容を満たしているか。	A・B・C・D・E	
2	事業実施に必要な組織体制の確保は可能か。	A・B・C・D・E	
3	大型展示会への出展支援実績があり、効率的、効果的なノウハウがあると認められるか。	A・B・C・D・E	
4	事業実施に関するスケジュールは妥当かつ確実性があるか。	A・B・C・D・E	
5	事業費の考え方（積算）は適当か。	A・B・C・D・E	
6	事業の趣旨を理解し、実施者としての適性はあるか (総合評価)	A・B・C・D・E	
合 計 (Eの数: _____)			